

◎自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律

(令和六年五月二四日法律第三五号)

一、提案理由（令和六年四月一〇日・衆議院内閣委員会）

○松村国務大臣　ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

……………（略）……………

続いて、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

この法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、保管場所標章に関する規定を削除することをその内容としております。

以下、その概要を御説明いたします。

警察署長が自動車の所有者に対して交付する自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章を廃止することとするものであります。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、道路交通法の一部を改正する法律案及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告（令和六年四月一六日）

○星野剛士君　ただいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章に関する規定を削除するものであります。

両案は、去る四月九日本委員会に付託され、翌十日松村国家公安委員会委員長から趣旨の説明を聴取しました。次いで、十二日に質疑を行い、質疑終局後、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告（令和六年五月一七日）

○阿達雅志君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、自動車の保管場所標章に関する規定を削除しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、自転車運転中の携帯電話使用等を禁止する背景、自転車等に対する交通反則通告制度の運用の在り方、ペダル付きの原動機付自転車の取扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。